

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月24日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 詫 間 茂

令和4年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(本村自治会)

観音寺市監査委員

# 公の施設の指定管理者（観音寺市花稻研修センター）監査の結果について

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

観音寺市花稻研修センター

## 第3 監査の期間

令和5年1月25日から同年2月16日まで

## 第4 監査の方法

令和3年4月1日から令和4年12月31日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、指定管理者及び所管部局から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明を聴取して監査を実施した。

## 第5 監査対象の概要

- |         |  |
|---------|--|
| 1 指定管理者 | 本村自治会  |
| 2 指定期間  | 平成16年4月1日から平成26年3月31日まで<br>平成26年4月1日から平成36年3月31日まで<br>※ 同一指定管理者の再選定による継続指定管理           |
| 3 所管部局  | 市民部大野原支所   |
| 4 指定管理料 | なし   |
| 5 選定方法  | 非公募（下記の設置目的によって設置した施設であり、特に地域住民による使用が中心になっており、当該地域住民により構成された団体によって管理することが適当であると考えるため。） |

- 6 設置目的 立地企業従業員や地域住民の教養と文化を向上させ、また、管理経費の縮減を図り、もって社会福祉の増進と地域の活性化を図ることを目的とする。
- 7 施設の所在地 観音寺市大野原町花稻 890 番地 1
- 8 敷地面積 912.18 m<sup>2</sup>
- 9 主要な施設内容 研修室 1・2 小研修室 調理研修室 事務室 物入れ 便所  
玄関ホール 延床面積：263.53 m<sup>2</sup>  
駐車場 10 台 駐輪場
- 10 指定管理者が行う業務（条例第 5 条、協定第 3 条で定められている業務）
- (1) 研修センターの施設又は設備の使用の許可に関する業務
  - (2) 研修センターの維持管理に関する業務
  - (3) 研修センターの使用料の徴収に関する業務
  - (4) 研修センター設置目的を達成するための事業に関する業務
  - (5) 研修センターの利用者の利便性の向上を図るために必要な業務
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、研修センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

## 第 6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い概ね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

## 第 7 意見等

### 1 監査対象団体について

○令和 3 年度、4 年度においては、新型コロナウイルス蔓延に伴い個人利用者が減少し使用料が減少しているが、立地企業従業員及び地域住民の教養と文化の向上の拠点とするとともに、社会福祉の増進と地域の活性化を図るよう安定的に管理運営するよう望むところである。

- 花稻研修センターの代表が会計を兼務しているが、組織を統括する最高責任者と出納責任者が同一人物というのは、管理運営上、会計事務が適切に処理されているかのチェック機能が働かなくなる可能性があると思われるので、個々に選任するよう努められたい。
- 公の管理運営に係る会計事務について、使用料以外の収入の取扱いや使用料の減免などについて、所管部局と協議の上、明文化することを検討されたい。
- 管理業務として、施設使用後のチェック表を兼ねられるような業務日誌を作成されたい。
- 施設の管理運営業務のリスク分担表に定めるリスクに対する保険の加入について検討されたい。

## 2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、所管部局として協力体制を取りつつ、引き続き、設置目的に沿った施設となるよう努められたい。

- 施設管理は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。  
また、指定管理者と締結した協定書、指定管理業務仕様書等に基づく義務の履行が適切に行われているか確認し、改善すべき点があれば厳正に指導されたい。
- 業務の履行確認については、業務日誌等で事業運営施設の管理運営状況の把握に努められたい。
- 指定管理者包括協定書及び年度協定に基づく定期調査時には、適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適正に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされ、事業報告書の内容と差異はないか点検のうえ、必要に応じて指示を行われたい。